平成29・30年度　競争入札（見積）参加資格審査申請書提出要領

平成29・30年度の宇和島市水道局が発注する「役務・物品の調達等」（水道局が取り扱う特殊な物品や役務に対するもの）の契約に係る競争入札（見積）に参加する資格を得ようとする方は、下記により、関係書類を添えて申請してください。

<table>
<tr><td rowspan="2">受付期間
（※期間前、期間後の提出は受け付けません。また「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」及び一般的な「役務・物品の調達等」に関しては宇和島市役所にて受付）</td><td>「役務・物品の調達等」</td><td>平成29年1月4日（水）から平成29年2月28日（火）まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">※上記期日を過ぎた場合、随時受付を平成29年4月3日（月）から行います。</td></tr>
<tr><td>提　出　方　法</td><td colspan="2">持参（執務時間中）又は郵送（当日消印有効）</td></tr>
<tr><td>提　　出　　先</td><td colspan="2">〒798-0027　愛媛県宇和島市柿原甲1950番地 宇和島市水道局 業務課庶務係</td></tr>
<tr><td>申 請 書 宛 名</td><td colspan="2">宇和島市水道局　宇和島市長　岡原　文彰</td></tr>
<tr><td>有　効　期　間</td><td colspan="2">平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</td></tr>
<tr><td>問　合　せ　先</td><td colspan="2">業務課庶務係　電話0895-22-5265（内線　4258）</td></tr>
</table>

1　業者区分

<table>
<tr><td>市内業者</td><td>①宇和島市内に主たる営業所（本店または本社）を有する業者
②市税等の滞納がない者
③物品関係においては、継続して（法人の場合は、設立・設置届後）１年以上の営業実績がある者
④営業に関し、許可、認可、登録、届出等を必要とするものについては、これを得ている者</td></tr>
<tr><td>準市内業者</td><td>①宇和島市内に事業所（支店・営業所等）を有し、当該事業所に委任をする市外業者
②宇和島市の法人市民税を納入し、かつ、その他市税を含み滞納がない者
③当該事業所に職員が常駐し、常時連絡がとれる体制にあること（転送電話は認めない。）
④事業所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること
⑤建設工事においては、当該事業所での建設業許可を受けている業種に限る
⑥ ①～⑤を全て満たしたうえで、事業所（支店・営業所等）を設置してから継続して１年以上の営業実績がある者
⑦建設コンサルタント業務においては、事業所として次に掲げる形態等を整えていること
(1)事業用の建物（住居併用にあっては、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入口が別であるものを含む。）
(2)事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機、その他事務用機器が専用で具備されていること。
(3)宇和島市内に住民票を有する従業員を常勤換算で1名以上雇用していること。
⑧建設コンサルタント業務において①～⑦を満たしていない場合は、市外業者として取扱うものとする。</td></tr>
<tr><td>市外業者</td><td>宇和島市外にある本店・支店・営業所等で申請するもの</td></tr>
</table>

2　注意事項

- 不備のある書類では受理できませんので、書類の不備及び添付書類の不足等にはご注意ください。
- 申請内容に虚偽の記載等があった場合は、参加資格を承認せず、又は参加資格を取り消すことがあります。
- 申請書提出後に内容等（添付書類を含む）に変更が生じた場合は、速やかに変更届（及び関係書類）を提出してください。